

実質化された人・農地プラン(旧船倉地区)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
高取町	旧船倉地区(吉備・松山・羽内・藤井・市尾・谷田・丹生谷)	令和3年3月	

1 対象地区の現状(当町アンケートによる)

①地区内の耕地面積	115ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59ha
③地区内における75才以上の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.52ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>アンケートや日々の聞き取りの中で現状の課題は大きく以下3点である。</p> <p>①後継者の不足 アンケートの回答者144名のうち後継者が「いる」と回答があったのが49名で34%であり、「いない」と回答があったのが95名の66%であった。また、その95名の内75歳以上の農地所有者・耕作者の中で後継者がいないと答えたのは10名で全体の9.5%であった。</p> <p>②獣害被害 地区南部には山々があり、イノシシ・シカの被害が年々増加している。また、市街部においてはアライグマ・イタチ等の被害及び報告がある。</p> <p>③ほ場の整備 前述した通り地区南部には山間部があり、谷のほ場については荒廃も進んでいる。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>旧船倉地区では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより農地利用の活性化を図る。また、アンケートではなら担い手・農地サポートセンターも今後活用したいとの声も多く、将来地区を跨いで、認定農業者や新規就農者が耕作を行えるような集約化を図る。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称・順不同)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・施設野菜	1.50 ha	水稲・施設野菜	1.50 ha	松山
認農	B	施設野菜	1.00 ha	施設野菜	1.00 ha	藤井
認農	C	大豆・茶	0.40 ha	大豆・茶	0.40 ha	松山
認農	D	水稲・薬用作物	0.40 ha	水稲・薬用作物	0.40 ha	丹生谷
認農	F	水稲・施設野菜	1.00 ha	水稲・施設野菜	1.00 ha	市尾
認農	G	水稲	1.38 ha	水稲	1.50 ha	市尾
認農	H	水稲・大豆	0.93 ha	水稲・大豆	0.93 ha	松山
認農法	I	水稲・野菜・ 薬用作物	1.6 ha	水稲・野菜・ 薬用作物	3.00 ha	丹生谷・兵庫等
計	7人・1法人		8.21 ha		9.73 ha	

4 2・3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は26.7haとなっており、これらを中間管理機構を通し、貸付けを推進していく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、耕作者を含め出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じての貸付けを進めていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 有害鳥獣捕獲許可を得た者を中心に活動を進めていく中で、国の鳥獣被害防止対策事業や町単独の事業で捕獲・防除を行っていく。</p>